

6 年 7 月 16 日

長浜市議会議長 中 川 勇 様

会 派 名 無会派
代表者名 杉 本 英 一
(又は議員名)

旅費の支出をともなう政務活動実施

旅費の支出をともなう政務活動を下記のとおり実施しましたので、報告します。

記

1 実施年月日 令和 6 年 7 月 5 日 ～ 7 月 6 日

2 政務活動の種別 調査研究 研修 要望・陳情

3 参加者
杉 本 英 一

4 実施内容
講師 熊本県山鹿市議会議長 服部 香代氏
テーマ 議員活動の基本・議会活動の基本

5 行き先
行先 博多 (米原駅から新幹線で博多駅迄)
帰り (博多駅から新幹線で米原駅迄)

6 添付資料
政務活動報告

議会の主な仕事 (役割) は、以下 3つあります。

- ・行政のチェックをして、最も効果的な住民福祉を増進させる。
- ・市から提案された予算の配分を決定する。
- ・条例など市の決まりを策定したり、政策を提案する。

では議員活動の基本は何か？

まずは何のために議員になったのかを再考することであります。

自分の経歴や、経験から課題を考え、議員は議会の構成員の一人である事を認識し、議会のルールを十分に把握することです。さらに重要なことは、地方自治法をしっかりと把握しておくこと。第一条に、この法律は、地方自治の本旨に基づいて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を目的とする、と書かれています。また第一条の2には、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする、とあります。第一条の3には、地方公共団体は、普通地方公共団体及び特別地方公共団体とする。普通地方公共団体は、都道府県及び市町村とする。特別地方公共団体は、特別区、地方公共団体の組合及び財産区とする。以下、第9条まであり、第2編からは、地方公共団体の 通則が書かれています。議員活動・議会活動を行う上において、せめて第1条は、しっかりと熟読し、十分に理解をしなければと再認識をさせられた、講演でした。